

平戸市男女共同参画計画(案)

みんなでつくろう あなたも私も輝く ひらど



2022（令和4）年 ▶ 2026（令和8）年



平戸市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格と位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 基本理念	3
5. 本市を取り巻く現状と課題	3
6. 基本目標・重点項目・施策の方向	4

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会形成に向けた意識づくり	7
重点項目① 男女共同参画推進への理解と意識変革の促進	7
基本目標Ⅱ 仕事・家庭・地域活動における男女共同参画社会の実現	8
重点項目① 政策・方針決定の場への女性の参画促進と支援	8
重点項目② まちづくりにおける男女共同参画の推進	10
重点項目③ 男女の雇用等における均等な機会の確保と女性活躍環境の整備	10
重点項目④ 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の確立	11
重点項目⑤ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	12
基本目標Ⅲ 健康で安心して暮らせる環境づくり	14
重点項目① 生涯を通じた健康支援	14
重点項目② 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	15
重点項目③ 男女間のあらゆる暴力の根絶	15
重点項目④ 防災等における男女共同参画の推進	16

第3章 計画の推進

計画の推進	19
計画の進捗を図るための指標	20

【参考資料】

1. 資料	22
2. 平戸市男女共同参画推進協議会	26
3. 男女共同参画社会基本法	27
4. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	32
5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	42
6. 用語解説	54

第 1 章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条に基づき、男女共同参画社会の形成に向け、本市の施策を計画的に推進するためのものです。

本市では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成11年度に制定された男女共同参画社会基本法を踏まえ、平成13年度に「平戸市男女共同参画計画」を策定しました。その後、社会経済情勢の変化や計画期間満了に伴う計画の見直しを行いながら、地域とともに男女共同参画社会の形成を目指して様々な施策を推進してきました。

そのような中、国においては、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現でき、その能力を最大限に発揮できることが、今後の社会全体の経済成長、活力を維持でできるとして「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」が平成27年に制定されました。また令和2年12月には、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会を目指し、「第5次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

県においても、国の動向を踏まえつつ、令和3年3月に「第4次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2025～」が策定され、無意識の固定的性別役割分担意識等の解消、女性の人材育成と女性が参画しやすい環境づくりや多様性の視点、意識改革など、男女共同参画社会実現のための取組が進められています。

しかしながら、依然として根強く残る男女の性別による固定的な役割分担意識によって、個人が性別によって十分に個性や能力を生かせていない現状があります。

このような中、前計画の計画期間が満了することに伴い、これまでの本市の計画を引き継ぎながらも、新たな制度と社会情勢の変化を踏まえた見直しを図り、課題への対策を盛り込んだ「平戸市男女共同参画計画」を策定するものです。

2. 計画の性格と位置づけ

「みんなでつくろう あなたも私も輝く ひらど」の形成を推進するための行動計画であり、国・県の計画や「平戸市総合計画」をはじめとする各種関連計画との整合性をもつものです。

(1)男女共同参画社会基本法に基づく平戸市計画

男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく計画です。

(2)女性活躍推進法に基づく平戸市推進計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)第6条第2項の規定に基づき、この計画を平戸市推進計画として位置づけます。

(3)配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する平戸市基本計画

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という。)第2条の3第3項に基づき、この計画を平戸市基本計画として位置づけます。

3. 計画の期間

この計画の期間は、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とし、社会経済環境の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行っていきます。

4. 基本理念

国の「男女共同参画社会基本法」の基本理念を尊重しながら、以下の4項目を平戸市の基本理念とします。

(1)男女の人権の尊重

男女が性別によって差別的な扱いを受けず、個人としての能力を発揮できるよう、男女の人権が尊重されること。

(2)社会における制度または慣行についての配慮

社会の制度や慣行に根強く残っている性別による固定的性別役割分担意識に捉われることなく、家庭や職場などすべての分野で、男女が自由に活動できるよう配慮すること。

(3)政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画でき、政策等の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4)家庭生活における活動と他の活動の両立

男女がお互いに協力して、子育て、家族の介護などの家庭生活における活動を行い、家族としての役割を果たしながら、仕事や地域活動との両立をできるようにすること。

5. 本市を取り巻く現状と課題

○超高齢化社会の到来

本市の総人口は減少傾向で推移しており、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少している一方で、高齢者人口（65歳以上）は継続的に増加傾向であり、令和元年度の高齢化率は40パーセントとなっています。今後も、若年層の市外流出や少子化に伴い、高齢化率は上昇する見込みとなっています。

また、平均寿命（令和2年）は男性81.64歳、女性87.74歳となっており、長寿社会を迎えています。一方、常生活に制限がある「不健康な期間」である平均寿命と健康寿命の差は10年近くあります。今後、高齢化社会の進行により、介護が必要な期間が長くなる可能性は高く、親や配偶者などの介護負担が増大する可能性は高まっており、介護と仕事を両立できる持続可能な働き方が求められています。

○根強く残る固定的性別役割分担意識

本市において、30歳から34歳までの女性の就業率は、増加傾向にあるものの、大きな変化なく、社会情勢が変化する中でもライフスタイルに大きな変化がないことがう

かがえます。そのため、男女ともに固定的性別役割分担意識が根強く残っているのが現状です。

○人生 100 年時代と働き方・暮らし

人生 100 年時代を見据え、男女とも健康寿命の延伸に取り組むことは、将来の介護リスクの軽減につながるものであるとともに、誰もが「自分らしさ」を発揮しながら生涯「自分らしく」暮らし続けることができる社会につながります。

男女ともに、若いうちから人生 100 年時代を意識し、経済的自立や自己実現のための仕事と家事・育児・介護に主体的に関わることで、そうした生活と両立しうる持続可能な働き方を実践していくことが大切です。

そのためには、これまでの男性中心型労働慣行の変革、仕事と家事・育児・介護を両立できる環境の整備、男性の家事・育児・介護への参画促進等に取り組む必要があります。

○新型コロナウイルス感染症の拡大・頻発する大規模災害

新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちの生活に大きな影響をもたらし、重大な転換期を迎えています。

また、気候変動の影響により、台風の大規模化、災害の頻発・激甚化がみられ、本市においても例外ではなく、今後、これまで経験したことがない災害に見舞われる可能性が懸念されます。

大規模災害の発生による各種課題は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響同様、女性と男性で異なる部分も多くあり、特に非常時は、平常時以上にジェンダーに起因した様々な問題が懸念されます。

○SDGsについて

2015 年（平成 27 年）の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、その中で「誰一人取り残さない」を基本理念とし、「持続可能な世界を実現するための 2030 年までに到達すべき国際社会全体の目標」「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」として、17 のゴール（分野別目標）及び 169 のターゲットが提示されました。

男女共同参画社会を実現し、女性が活躍を推進することは、SDGs のゴール 5「ジェンダー平等や、すべての女性及び女児の能力強化」に合致し、本計画を推進することは、SDGs の推進につながるものと考えています。

6. 基本目標・重点項目・施策の方向

「みんなでつくろう あなたも私も輝く ひらど」の形成を目指し、次の基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会形成に向けた意識づくり

基本目標Ⅱ 仕事・家庭・地域活動における男女共同参画社会の実現

基本目標Ⅲ 健康で安心して暮らせる環境づくり

< 施策体系 >

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会形成に向けた意識づくり		
	重点項目① 男女共同参画推進への理解と意識変革の促進	
		○男女平等と相互協力意識を高める学校教育の推進
		○固定的性別役割分担意識の是正のための意識啓発
		○国際理解・交流の推進
基本目標Ⅱ 仕事・家庭・地域活動における男女共同参画社会の実現		
	重点項目① 政策・方針決定の場への女性の参画促進と支援	
		○審議会等への女性の参画促進
		○女性の人材育成と情報の提供
	重点項目② まちづくりにおける男女共同参画の推進	
		○地域社会における男女共同参画の推進
	重点項目③ 男女の雇用等における均等な機会の確保と女性活躍環境の整備	
		○男女の均等な機会と待遇確保の推進
		○女性活躍推進に向けた啓発及び情報提供
	重点項目④ 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の確立	
		○女性の適性評価と働きやすい環境整備
		○女性の経済的地位と能力の向上
	重点項目⑤ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	
		○男性の家庭生活への参画促進
		○子育て支援の充実
		○介護者への支援の充実
		○働き続けやすい環境の整備
基本目標Ⅲ 健康で安心して暮らせる環境づくり		
	重点項目① 生涯を通じた健康支援	
		○妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実
		○心身の健康管理のための支援
	重点項目② 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	
		○高齢者や障がいのある人の生活安定と自立支援
		○ひとり親家庭の生活安定と自立支援
	重点項目③ 男女間のあらゆる暴力の根絶	
		○配偶者等からの暴力及びストーカーや性犯罪等の未然防止のための意識啓発
		○配偶者等からの暴力への対策の推進
	重点項目④ 防災等における男女共同参画の推進	
		○地域防災における男女共同参画の推進

第2章 計画の内容

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会形成に向けた意識づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会とは、性別によって差別されたり固定的な役割を強制されたりすることなく、男女が社会のあらゆる場面に参画し、それぞれの個性と能力を発揮し、互いに社会的利益と責任を分かち合うことができる社会です。

しかしながら、社会的・文化的に形成された慣習やしきたりの中には、性別による偏見や差別を含む固定的性別役割分担意識によるものが数多くあるのが現状です。このことは私たち一人ひとりの生活に深く関わる問題であり、それに気づき、理解し、意識を変えていくことが男女共同参画社会の実現のためには必要です。

また、次世代を担う子どもたちが、男女共同参画の理念を理解し、将来の人間形成、自己形成につながるよう、人権教育を推進するとともに、家庭・地域等のあらゆる場において、人権尊重の立場から男女共同参画社会の実現を阻む固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識を醸成していく必要があります。

重点項目① 男女共同参画推進への理解と意識変革の促進

男女共同参画社会の実現を図るためには、性別にとらわれることなく様々な分野に参画できることが重要です。しかしながら、固定的性別役割分担意識、性差に対する偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりが残っているのが現状です。

人口減少、少子高齢化、人々の価値観の多様化など社会状況が変化する中、男女共同参画の重要性はますます高まっており、社会全体が認識を共有し、理解していく必要があります。そのために、様々な場面で意識啓発を図ります。

○男女平等と相互協力意識を高める学校教育の推進

男女共同参画社会の実現のためには、人権尊重や男女平等、男女共同の理念を子どもたちから学び、育むことが重要です。

そのために、学校教育の中で、あらゆる場面で人権尊重を踏まえた男女平等教育を推進するとともに、固定的性別役割分担意識にとらわれない相互協力の意識を育んでいきます。

推進項目	推進内容	担当課
学校教育を通じた人権教育の推進	児童・生徒が主体的に学び、考え、行動し、人権尊重と男女共同参画意識を育む教育を推進します。	学校教育課

推進項目	推進内容	担当課
男女共同参画の視点にたった教育の推進	ジェンダー教育、キャリア教育、性教育、デートDV防止教育等、児童・生徒の発達段階に応じた適切な教育を推進します。	学校教育課

○固定的性別役割分担意識の是正のための意識啓発

男女共同参画社会の実現や女性の活躍を推進していくためには、社会における慣行や制度の見直しに加え、現在も根強く残っている固定的性別役割分担意識の解消も必要不可欠です。

男女共同参画意識の醸成と併せて、固定的性別役割分担意識の是正、解消へ向けて、情報を収集し、生涯を通じて機会をとらえた学習機会を提供し、様々な場面での意識啓発を図ります。

推進項目	推進内容	担当課
ホームページなどを活用した市民への情報提供	男女共同に関する最新情報を収集し、ホームページや広報誌などを活用し、広く市民に情報を提供します。	総務課
学習機会の充実	多様な選択を可能にする学習機会を充実し、固定的性別役割分担意識の是正、解消を図ります。	生涯学習課 総務課

○国際理解・交流の推進

令和3年3月に公表された「ジェンダー・ギャップ指数 2021」では、男女共同参画社会基本法が制定された平成27年11月に公表された数値から横ばいで、諸外国がジェンダー平等に向けた努力を加速している中で、日本が後れを取っていることを示しています。

そういった状況を踏まえ、国等が収集した諸外国の先進事例を周知し、意識啓発を図ります。

推進項目	推進内容	担当課
諸外国の先進事例の情報提供	国等が収集した諸外国の動向及び先進事例について、ホームページなどを通じて、広く市民に情報を提供します。	総務課

基本目標Ⅱ 仕事・家庭・地域活動における男女共同参画社会の実現

【現状と課題】

女性活躍推進法が策定され、自らの意思によって働き、働き続けまたは働こうとする女性が、その思いをかなえることができる社会の実現を目指し、様々な施策が進められています。

持続可能で活力ある社会を築くためには、あらゆる人材・能力を確保し多様な視点を取り入れることが重要です。

しかしながら、多くの場面において方針や意思決定の場への女性参画に対する環境が整備されていないのが現状です。また、男性の仕事中心の考え方から、あらゆる側面において、偏りが生じています。

このため、多様なニーズに対応した子育て・介護に関する社会的支援を充実し、仕事と生活の調和や男性の家庭等への参画を促進する取り組みを進める必要があります。

重点項目① 政策・方針決定の場への女性の参画促進と支援

政策・方針決定は、あらゆる人々に影響を及ぼすことから、その決定過程において、男女比が著しく偏ることなく参画することが望まれます。誰もが生活のしやすい環境をつくるために、女性の更なる参画を推進するとともに、能力向上と人材確保を図り、社会全体の意識改革を図ることが重要です。

○審議会等への女性の参画促進

現在、本市の審議会等の女性委員の登用率は、18.5%と県内でも低く、依然として女性の参画が進んでいないのが現状です。更新時の女性の積極的な選考や団体推薦委員における女性の推薦について関係団体へ協力を求めるなどの取組を推進します。

推進項目	推進内容	担当課
審議会等への女性参画の促進	各分野で活躍する女性の発掘・把握に努め、女性の積極的な選考・推薦について推進します。	各課
プロジェクト等への女性の参加促進	政策・方針を決定するプロジェクト等への女性の参画を推進します。	各課

○女性の人材育成と情報の提供

様々な要因から、社会参画に消極的な女性が多くいるのが現状です。そのため、積極的に社会に参画することができるよう、あらゆる分野において、自ら行動できる能力を身につけることができる学習機会を充実するとともに、あらゆる分野における人材情報を収集し、提供することが必要です。

推進項目	推進内容	担当課
女性の管理職等への登用促進	女性活躍推進法に基づく平戸市特定事業主行動計画のもと、女性職員の幅広い職務経験の付与や研修の充実により能力向上に努め、管理職へ積極的な登用を促進します。	人事課
企業、NPO活動等における女性の活躍の推進	地域の中で男女共同の視点にたった活動をしている市民団体や女性リーダー等の人材育成を支援します。	総務課 地域協働課

重点項目② まちづくりにおける男女共同参画の推進

地域づくりにおいて、男女共同参画や女性の活躍を推進することは、これまでとは異なった側面での地域課題の解決や、新たな視点での地域活性化につながります。

しかしながら、本市では地域での活動には、固定的性別役割分担意識や慣行が根強くあり、地域全体の意識改革が求められます。男女がともに、仕事優先の意識・ライフスタイルを見直し地域社会へ参画することは、豊かな生活や社会の活性化につながります。

○地域社会における男女共同参画の推進

人口減少、少子高齢化が進む中で、地域社会でより一層、男女共同参画の必要性が高まっています。地域課題の解決には、あらゆる人々の協働と理解が必要です。そのためにも、男女が対等な立場で発言や方針決定を行い、男女共同参画の視点をもって地域のあらゆる活動が展開されるよう、意識啓発を図ります。

推進項目	推進内容	担当課
地域団体との連携及び活動の支援	地域において男女共同参画の意識啓発を行い、各団体等が行う男女共同推進の取組を支援します。	生涯学習課 地域協働課

重点項目③ 男女の雇用等における均等な機会の確保と女性活躍環境の整備

女性自らの意思によって、自らの働き方について、自ら望んだ選択ができる社会の実現を目指し、様々な法制度の整備等が行われています。

女性の職業生活における活躍を推進することは、女性だけではなくすべてのひとが働きやすい環境となり、そのことによって家庭生活等との両立につながることへの理解を図ります。

女性自身の個性や能力を発揮できるよう、男女の均等な雇用機会や待遇確保、女性が働きやすい職場環境づくりに向け、働く場における意識や慣行の改善を図ります。

○男女の均等な機会と待遇確保の推進

国や県の動きと連携して情報提供や啓発を実施し、職域の拡大、雇用や就業における男女の格差是正やの改善を図ります。

推進項目	推進内容	担当課
多様な働き方の推進	長時間労働の抑制や労働時間の短縮、テレワークの推進及び各種休暇制度の導入等、働き方の見直しについて、県などと連携し、企業等に対しても情報提供を行います。	人事課 商工物産課 農林課 水産課
働き方の見直し	固定観念にとらわれず、業務の効率化、長時間労働の抑制し、各種休暇の取得を促進します。	人事課 商工物産課 農林課 水産課

○女性活躍推進に向けた啓発及び情報提供

女性の職業生活における活躍の推進に向け、広く普及・啓発や情報提供等を行うことによって、働くこと、働き続けることを希望する女性がその希望に応じた働き方を実現できるよう情報提供及び意識啓発を図ります。

推進項目	推進内容	担当課
女性活躍推進に係る取組事例紹介	企業・団体等の事例を紹介し、女性活躍推進に向けた事業所・企業の自主的な雇用体制・職場環境づくり等に係る取組みを推進します。	総務課
「イクボス」の養成・啓発	経営者に対し、「イクボス」を周知啓発し、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進します。	総務課

重点項目④ 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の確立

職場や地域において、女性が参画することにより新たな視点からの課題解決や、新たな発想による産業自体の活性化が期待されます。

特に本市の基幹産業である、農林水産業や商工業などの自営業においては、多くの事業者が後継者不足という課題を抱える中、女性が参画することにより、事業の継続、新たな展開が望めます。

○女性の適性評価と働きやすい環境整備

農林水産業及び商工業等の自営業に従事する女性が、個々の能力を発揮し、個性を生かすために、その労働に対し適正な評価がなされ、家族経営における就業条件を明確化し、共同経営者としてのパートナーシップの確立に向けた啓発活動を推進します。

推進項目	推進内容	担当課
家族経営協定の普及促進	経営と生活の境目が明確ではないことから、曖昧になりがちな就業条件を明確にし、持続的な経営を行うために、家族経営協定の普及促進を図ります。	農林課
意思決定過程への女性の参画拡大	農林水産業及び商工業の関係機関委員等への女性の登用を実態に応じて行うための普及啓発を図ります。	商工物産課 農林課 水産課

○女性の経済的地位と能力の向上

女性の果たしている役割に対して、適正な対価が支払われ、そのことによって、家庭生活や経営・運営に意欲を持って参画できる社会を目指します。

また、女性自身の参画意識を高め、あらゆる方針決定の過程へ女性を参画していくことのできる社会を目指して啓発活動を推進します。

推進項目	推進内容	担当課
経営者への意識啓発	性別にとらわれることなく、適正な評価・報酬や就業条件が確保できるよう、経営者に対する啓発を図ります。	商工物産課 農林課 水産課 農業委員会
女性への意識啓発	女性自身の意識改革のための情報提供、学習の機会を提供します。	商工物産課 農林課 水産課 農業委員会

重点項目⑤ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

ワーク・ライフ・バランスとは、一人ひとりが、やりがいや充実感をもって働き、仕事上の責任を果たすととともに、仕事と家庭や地域生活等との調和が保たれ、ライフステージに応じた様々な生き方を選択、実現できることです。

しかしながら、固定的性別役割分担意識や慣行やしきたりなどが自己実現の妨げているのが現状です。

一人ひとりの「ワーク・ライフ・バランス」の理解と意識の浸透を図るとともに、仕事や家庭生活や地域活動との両立を支援する基盤づくりを推進します。

○男性の家庭生活への参画促進

女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、未だに家庭生活における女性への負担は、男性に比べ、大きいのが現状です。また、社会の固定的性別役割分担意識により男性が家庭生活へ参画しづらい現状もあります。

そのため、男性の家事・育児への参画について、社会的気運を醸成するための広報・啓発を図るとともに、家事・子育てについて、「平戸市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、学習機会を提供します。

推進項目	推進内容	担当課
男性のための家事実践講座の開催	男性が家事等へ積極的に参画できるような公民館講座等を開催します。	生涯学習課

○子育て支援の充実

核家族化や、多くの世帯が共働きとなるなど、社会情勢の変化により、子育て世帯のニーズは多様化しています。

子育て世帯が安心して子育てできるよう、子育てに関する相談体制や家庭と仕事の両立ができる環境を整備し、保護者の就労状況や家族の状況その他の事情に関わらず、すべての子どもが健やかに成長できるよう、「平戸市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、事業を推進していきます。

○介護者への支援の充実

少子高齢化、核家族化が進展する中で、親や配偶者などの介護の問題は、男女が働き続けるうえで、大きな課題のひとつです。介護者のニーズも多様化する中、高齢者福祉や介護保険制度の啓発と介護サービスなどの充実に努めることで、女性のあらゆる分野での活躍を支援するため、「平戸市高齢者福祉計画・平戸市介護保険事業計画」に基づき、事業を推進していきます。

○働き続けやすい環境の整備

男女が共に職場において活躍できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、情報提供や啓発の推進により事業者や労働者に対して働き方や職場環境改善の意識改革を図ります。

推進項目	推進内容	担当課
「イクボス」の養成・啓発（再掲）	経営者・管理職等に対し、「イクボス」を周知啓発し、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進します。	総務課
ワーク・ライフ・バランスについての広報・啓発	ワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、性別に関係なく仕事と生活の調和がとれた生活の普及・促進について情報提供を行います。	総務課

Ⅲ 健康で安心して暮らせる環境づくり

【現状と課題】

ライフスタイルの変化から、性別にかかわらず多様な生き方を選択する社会が進む一方、そこに求められる支援の充実が必要となっています。

また、近年、新型コロナウイルス感染症の拡大により、急速なライフスタイル転換が求められ、多くの人々が新たな課題に直面しています。

これまでも、配偶者やパートナー間のDV、女性や子ども、高齢者や障がい者など弱い立場のひとへの暴力は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、より複雑化、深刻化しています。

誰もが安心して、健やかで豊かに暮らせる環境をつくるためには、男女が互いの性差や年齢による特性を十分に理解し尊重し、互いを思いやり助け合うことができるよう、個人の意識啓発が重要です。併せて、人権尊重の理念に基づき、相談や支援策を充実させるとともに、行政と関連機関が連携し、地域全体での見守りや協力が重要です。

重点項目① 生涯を通じた健康支援

男女がともに生涯にわたり健康を維持し、一人ひとりがいきいきと生活していくためには、性差やライフステージ等による心身の変化について正しい知識を身につけることが重要です。正しい知識を身につけることは、他者との違いを理解し、互いの人権を尊重することにもつながります。ライフステージに対応した支援対策を「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点も踏まえながら進める必要があります。

○妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実

妊娠・出産期は、女性の健康にとっての大きな節目であり、地域で安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、母と子の健康を守るための健康診断、疾病予防対策、保健相談・指導等、妊娠期からの切れ目のない保健医療対策を行うため、「平戸市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、事業を推進していきます。

○心身の健康管理のための支援

男女が互いに心身の健康について、正しい知識を身につけ、主体的に行動して、自分の健康を管理できるような健康教育、情報提供、相談体制の充実と性差に応じた健康診断、健康指導を行うなど、「健康づくり計画」・「自殺対策計画」に基づき、事業を推進していきます。

重点項目② 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

誰もが生きていくうえで身体的、経済的に困難な状況に置かれる可能性があります。高齢者や障がい者、ひとり親家庭等、すべての人々がひとりの人間として尊重され、共生していく男女共同参画社会を実現するためには、生活上の困難を抱える人々の自立促進と生活の安定を図り、相談体制の充実や各種福祉サービス等支援策の充実に努めます。

○高齢者や障がいのある人の生活安定と自立支援

障がいのある人がいきいきと安心して生活できる社会を目指して、ノーマライゼーションの理念に基づいた身体的・精神的なバリアフリーなど、「平戸市障がい福祉計画」・「平戸市障がい児福祉計画」に基づき、事業を推進していきます。

また、一人ひとりの高齢者が「自分らしさ」を発揮しながら生涯「自分らしく」暮らし続けることができる地域を目指し、高齢者が地域に参画できるような機会を提供するとともに、相談・支援体制の充実など、「平戸市高齢者福祉・平戸市介護保険事業計画」に基づき、事業を推進していきます。

○ひとり親家庭の生活安定と自立支援

ひとり親家庭では、子どもの教育や家事、仕事など生活上の様々な問題をひとりで抱え、経済的にも不安定な状況に置かれることが多いことから、ひとり親が安心して子育てをしながら地域社会に参画することができる環境づくりについて、「平戸市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、事業を推進していきます。

重点項目③ 男女間のあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力（DV）、各種ハラスメントや性犯罪等、あらゆる暴力はだれに対しても決して許されるものではなく、深刻な人権侵害です。

また、こうした人権侵害の被害者は、その多くが女性であり、暴力の背景には、性別による固定的な役割分担意識、経済格差や上下関係といった社会的・構造的問題があり、男女共同参画社会を形成していくうえでも、克服すべき重要な課題です。

しかしながら、依然として、家庭的・個人的問題ととらわれがちで潜在化しやすく、社会的理解が浸透していないが現状です。

この基本計画では、あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を容認しない社会風土の醸成のための周知啓発や、被害者に対する相談・支援の充実に努めます。

○配偶者等からの暴力及びストーカーや性犯罪等の未然防止のための意識啓発

配偶者等からの暴力及びストーカーや性犯罪等に対し、刑法、売春防止法、児童福祉法、DV防止法、ストーカー行為等の規制等に関する法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律など、関係法令の厳正な運用を図ります。

また、未然防止、根絶に向けて、知識・理解を深めるため、意識啓発を推進し、暴力は決して許さないという意識の醸成と環境づくりを推進します。

推進項目	推進内容	担当課
青少年の有害環境対策の推進	インターネットやSNS等に関する被害から子どもたちを守るため、メディアの正しい使い方等の周知啓発を図ります。	生涯学習課
各種ハラスメント等の未然防止のための周知・啓発	各種ハラスメントについての理解促進、デートDV防止学習会の実施などにより、周知啓発を図ります。	総務課

○配偶者等からの暴力への対策の推進

市内外の関係機関と連携し、相談につながる・相談しやすい体制を整え、DV等の被害相談者の状況や意向を尊重しながら、安全に配慮し、安心して自立に向かえるよう支援体制の充実を図ります。

推進項目	推進内容	担当課
相談窓口体制の充実	被害者等が相談しやすいよう、窓口の広報を行います。また、適切な支援につなげるために適切な情報共有を図ります。	総務課 市民課 こども未来課 長寿介護課
被害者への支援	警察署等の外部の関係機関との緊密な連絡体制をとり、各部署と連携し、犯罪被害者支援を含めた、適切な支援を実施します。	総務課 市民課 こども未来課 長寿介護課 都市計画課

重点項目④ 防災等における男女共同参画の推進

近年、全国各地で大規模な災害が頻発しており、災害時は多くの人々が避難生活を余儀なくされる状況となっています。長期化した場合の避難所の運営、あるいは日頃の防災活動においても、男女共同参画の視点を反映し、男女が共に参画する仕組みづくりを進めていくことが重要です。

○地域防災における男女共同参画の推進

大規模災害時等には、男女のニーズの違いを把握し、近年の大規模災害時の事例や教訓を活かし、男女共同参画の視点にたった避難所運営を行うことが重要です。また日常の防災・減災対策への女性の積極的な参画を推進します。

推進項目	推進内容	担当課
女性の視点にたった防災体制づくり	地域防災計画において、これまでの事例等を踏まえ、男女のニーズが異なることを認識し、女性の視点にたった体制づくりを推進します。	総務課
地域防災対策への女性の参加の促進	自主防災組織や防災訓練等における女性の積極的な参画を促進します。	総務課
避難所における配慮	男女共同参画の視点にたった、避難所運営を行います。	総務課 福祉課
女性消防士の登用及び女性消防団員の加入促進	消防本部における女性職員の増加及び女性の消防団への加入を促進します。	消防本部

第 3 章 計画の推進

第3章 計画の推進

計画の推進

計画を総合的、効果的に推進するために、市の各部門が連携して推進と進捗状況の把握にあたるとともに、国・県・関係諸機関等との情報交換等の連携強化を図ります。

また、市民に対しては、本計画内容の理解を求め、男女共同参画社会実現に向けて積極的な協力を呼びかけていきます。

1. 庁内の横断的な推進体制の整備

各部門間の連携を図りながら、施策を推進するとともに、職員一人ひとりが男女共同参画に対する認識を深め、自ら推進役となることができるよう研修や情報提供の充実を図ります。

2. 平戸市男女共同参画推進協議会の設置

平戸市男女共同参画推進協議会において、計画及び施策について意見を聴取し、協議しながら、より効果的に計画を推進します。

3. 男女共同参画に関する調査、情報収集

男女共同参画の現状と問題点を把握するために調査、情報収集を行い、施策の見直し、企画立案に努めます。

4. 計画の進捗管理

本計画に基づく施策の方向性、内容、成果等について研究し、進捗管理を行います。

計画の進捗を図るための指標

項 目	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	担当課
Ⅰ 男女共同参 画社会形成に向け た意識作り	別途依頼中				
Ⅱ 仕事・家庭・地域活動における男女共同参画社会 の実現					
Ⅲ 健康で安心して暮らせる 環境づくり					

参考資料

【資料：男女共同参画社会に向けての県民意識調査報告書（令和2年3月）】

表1 次の分野において男女は平等になっていると思いますか。

分 野	標本数	いる 男性の方が非常に優遇されて	優 遇 さ れ て い る ど ち ら か と 言 え ば 男 性 の 方 が	平 等 で あ る	優 遇 さ れ て い る ど ち ら か と 言 え ば 女 性 の 方 が	いる 女性の方が非常に優遇されて	わ か ら な い	無 回 答
		%	%	%	%	%	%	%
家庭生活	全体 1,028	10.6	47.7	24.6	6.6	1.3	6.3	2.9
	男性 408	4.2	44.6	32.6	8.3	1.7	6.4	2.2
	女性 593	15.2	49.9	19.4	5.6	0.8	5.6	3.5
職 場	全体 1028	11.8	46.5	22	4.5	1.2	9.6	4.5
	男性 408	9.1	48.8	23.8	6.9	2	5.9	3.7
	女性 593	13.8	45	21.1	2.9	0.36	11.8	5.1
学校教育の場	全体 1028	1.4	11.7	61.9	1.8	0.6	17.3	5.4
	男性 408	1.2	10	66.4	2.2	1.5	13.5	5.1
	女性 593	1.3	12.8	58.7	1.3	0	20.2	5.6
地域活動の場	全体 1028	5.4	33.2	35.6	8.9	1.3	11.9	3.9
	男性 408	3.7	31.9	39.2	10.5	2.2	8.8	3.7
	女性 593	6.6	34.6	32.5	7.58	0.5	14.0	4.0
政治や行政の 政策・方針決 定の場	全体 1028	24.2	44.5	14.6	1.36	0.6	11.5	3.4
	男性 408	17.9	46.6	20.8	2.5	1.2	8.8	2.2
	女性 593	28.8	43.3	9.8	0.5	0.2	13.3	4.0
法律や制度の 上	全体 1028	10.7	31.9	33	4.9	0.7	15.0	3.9
	男性 408	5.4	27.2	45.8	6.9	1.5	10.0	3.2
	女性 593	14.5	34.7	24.6	3.5	0.2	18.0	4.4
社会通念慣 習・しきたり	全体 1028	21	51.7	11.4	2.0	0.8	9.1	4.0
	男性 408	13.7	60.0	13	2.0	1.5	6.6	3.2
	女性 593	26.1	46.0	10.3	2.0	0.3	11.0	4.2
社会全体	全体 1028	10.5	59.4	13.7	3.4	1.7	9.3	2.9
	男性 408	6.1	62	16.9	5.4	1.5	5.9	2.2
	女性 593	13.5	58.7	11.1	2.0	0.2	11.3	3.2

表2 女性の活躍促進・男女共同参画社会づくりについて

あなたは、男女がともに社会のあらゆる分野にもっと参画していくために、何が最重要課題だと思いますか。

標本数		法律や制度の見直し	偏見、固定的な社会通念、慣習 しきたりの改善	男性の意識・能力の向上	女性の意識・能力の向上	女性の就業、社会参加の支援施設やサービスの充実	一定の割合での女性登用	その他	わからない	無回答
人		%	%	%	%	%	%	%	%	%
全 体 1,028		27.9	66.3	60.3	36.1	40.6	17.5	1.2	6.3	3.0
性別	男性 408	31.9	67.2	32.8	38.2	37.3	18.9	2.0	4.4	2.7
	女性 593	25.6	66.1	28.3	34.6	43.0	17.2	0.7	7.8	2.7
年代別	20 歳代 56	33.9	75.0	23.2	16.1	44.6	8.9	0.0	1.8	0.0
	30 歳代 94	35.1	72.3	27.7	33.0	45.7	7.4	4.3	5.3	0.0
	40 歳代 159	28.3	73.6	39.6	32.1	28.9	16.4	1.9	3.8	2.5
	50 歳代 181	29.8	72.9	29.8	37.0	43.6	21.0	0.0	3.9	0.6
	60 歳代 240	24.2	66.7	30.8	40.4	48.3	17.9	1.3	4.2	2.5
	70 歳以上 279	26.5	54.5	26.5	38.4	36.6	21.5	0.7	12.5	6.1
	不明 19	21.1	57.9	36.8	47.4	31.6	5.3	0.0	5.3	15.8

表3 女性が職業をもつことについての考え方

標本数		女性が職業をもたない方がよい	結婚をするまでは職業をもつ方がよい	子どもができるまでは職業を	子育てが子どもができるまでは	子どもができて、ずっと職業を	その他	わからない	無回答
人		%	%	%	%	%	%	%	%
全 体 1,028		0.6	3.6	3.8	43.4	31.9	4.1	5.7	6.9
性別	男性 408	0.5	4.2	4.4	42.9	31.6	4.9	5.1	6.4
	女性 593	0.7	3.0	3.4	43.8	33.2	3.4	5.9	6.6
年代別	20 歳代 56	0.0	3.6	8.9	37.5	26.8	8.9	10.7	3.6
	30 歳代 94	0.0	1.1	1.1	42.6	40.4	6.4	8.5	0.0
	40 歳代 159	0.0	2.5	1.3	42.1	40.3	5.7	5.7	2.5
	50 歳代 181	0.0	1.7	2.8	42.0	39.2	3.9	5.5	5.0
	60 歳代 240	1.3	2.5	4.6	49.6	29.2	3.8	2.1	7.1
	70 歳以上 279	1.1	7.2	5.0	42.3	24.4	1.4	6.5	12.2

表4 男女がともにワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現するために必要なこと

標本数		雇用・労働条件での男女間格差を是正する	労働時間の短縮、フレックスタイム制 在宅勤務時間等を導入する	「育児休業制度・介護休業制度」を普及促進する	子どもが病気やけがの時に休みが取れる制度を導入する	子育て時期などにおける転勤に配慮する	男性が家事や育児、介護へ参加する	女性が働くことに対する、家族や職場など周囲の理解・協力を深める	育児や介護のための施設やサービスを充実する	結婚・出産などによる退職者の再雇用制度を普及促進する	就職情報を積極的に提供する	技能習得のための機会を充実する	女性の自覚や意欲・能力を向上させる	特に必要なことはない	その他	無回答	
人		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
全 体		1082	28.0	34.1	19.5	17.7	17.5	30.4	31.0	28.7	23.2	5.9	8.0	1.8	0.7	4.9	4.8
性別	男性	408	34.6	35.0	21.8	13.0	16.9	29.7	27.0	28.9	24.5	7.6	7.1	3.4	0.7	3.9	3.9
	女性	593	23.9	33.6	18.2	21.4	17.5	31.0	34.1	29.0	22.6	4.9	8.6	0.7	0.5	5.6	4.7
年代別	20 歳代	56	23.2	50.0	32.1	14.3	14.3	35.7	28.6	21.4	23.2	5.4	5.4	1.8	0.0	1.8	1.8
	30 歳代	94	19.1	43.6	21.3	24.5	20.2	33.0	27.7	33.0	33.0	1.1	5.3	3.2	0.0	3.2	1.1
	40 歳代	159	25.2	47.8	17.6	25.2	15.1	31.4	29.6	33.3	17.0	5.7	7.5	3.1	0.0	1.3	2.5
	50 歳代	181	22.1	37.6	22.1	20.4	19.9	35.9	34.3	34.8	22.1	8.8	7.2	1.7	0.3	2.2	2.2
	60 歳代	240	33.3	28.8	18.8	19.6	17.9	28.8	36.3	27.1	26.7	7.1	8.3	1.3	0.8	4.2	4.6
	70 歳以上	279	33.3	22.6	16.8	9.3	16.1	26.2	28.0	24.7	21.1	5.4	9.7	1.1	1.1	10.4	8.6

資料：男女共同参画社会に向けての県民意識調査報告書（令和2年3月）

平戸市男女共同参画推進協議会要綱

(設置)

第1条 平戸市の男女共同参画社会形成に関する諸問題について、広く意見を聴取し、男女共同参画を総合的かつ効果的に推進する施策の企画及び推進に資するため、平戸市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する諸問題の調査研究に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する行政施策の推進に関すること。
- (3) 男女共同参画計画の企画立案に関すること。
- (4) その他男女共同参画社会形成促進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募によって応募した者のうち、市長が認めるもの
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部地域協働課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この告示の施行後最初の協議会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成22年3月25日告示第38号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日告示第31号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日告示第30号）この告示は、平成26年4月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)

目次

前文

第一章 総則（第1条—第12条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第三章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けない

こと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する

施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

- 第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

- 第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

- 第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

- 第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解

を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

（議長）

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

- 第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

- 第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

- 第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

（経過措置）

- 第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

（以下略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年9月4日法律第 64 号)

目 次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画（第8条—第18条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第19条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第20条・第21条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第22条—第29条）
- 第5章 雑則（第30条—第33条）
- 第6章 罰則（第34条—第39条）
- 附 則

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、

かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計

画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が

実施する 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事

業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その

他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第103号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第13条 前条の認定を受けた一般事業主

（以下「特例認定一般事業主」という。）
については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のもの

をいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、

同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を

提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府

令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業生活に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の

職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、

職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第29条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第31条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第32条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反した者
- 二 第28条の規定に違反した者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第2項の規定に違反した者

二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第14条第5項において準用する職業安定法第51条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規

定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（以下略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号)

目 次

前文

第一章 総則（第 1 条・第 2 条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本
計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等
（第 3 条―第 5 条）

第三章 被害者の保護（第 6 条―第 9 条の
2）

第四章 保護命令（第 10 条―第 22 条）

第五章 雑則（第 23 条―第 28 条）

第五章の二 補則（第 28 条の 2）

第六章 罰則（第 29 条・第 30 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し 被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備すること

により、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み「離婚」、には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターはその業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明

及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するた

めに必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受

けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対し

て次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられ

ることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所）において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要が

あると認めるに足りる申立ての時に
おける事情

四 第10条第4項の規定による命令の
申立てをする場合にあっては、被害者が
当該親族等に関して配偶者と面会する
ことを余儀なくされることを防止する
ため当該命令を発する必要があると認
めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員
又は警察職員に対し、前各号に掲げる事
項について相談し、又は援助若しくは保
護を求めた事実の有無及びその事実が
あるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター

又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求
めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護
の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執ら
れた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）
に同項第5号イから二までに掲げる事項
の記載がない場合には、申立書には、同項
第1号から第4号までに掲げる事項につ
いての申立人の供述を記載した書面で公
証人法（明治41年法律第53号）第58
条ノ2第1項の認証を受けたものを添付
しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係
る事件については、速やかに裁判をするも
のとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方
が立ち会うことができる審尋の期日を経
なければ、これを発することができない。

ただし、その期日を経ることにより保護命
令の申立ての目的を達することができな
い事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イから
二までに掲げる事項の記載がある場合に
は、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援セ
ンター又は当該所属官署の長に対し、申立
人が相談し又は援助若しくは保護を求め
た際の状況及びこれに対して執られた措
置の内容を記載した書面の提出を求める
ものとする。この場合において、当該配偶
者暴力相談支援センター又は当該所属官
署の長は、これに速やかに応ずるものとす
る。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、
前項の配偶者暴力相談支援センター若し
しくは所属官署の長又は申立人から相談を
受け、若しくは援助若しくは保護を求めら
れた職員に対し、同項の規定により書面の
提出を求めた事項に関して更に説明を求
めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決
定には、理由を付さなければならない。た
だし、口頭弁論を経ないで決定をする場合
には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送
達又は相手方が出頭した口頭弁論若しく
は審尋の期日における言渡しによって、そ
の効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官
は、速やかにその旨及びその内容を申立人
の住所又は居所を管轄する警視總監又は
道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人
が配偶者暴力相談支援センターの職員に
対し相談し、又は援助若しくは保護を求め
た事実があり、かつ、申立書に当該事実

係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による

命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の再度の申立て）

第 18 条 第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第 5 号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同条第 2 項中「同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項」とあるのは「同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項

の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の

確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

- 第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

- 第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

- 第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

- 第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第3条第3項第3号の規定に基づき付人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む）に要する費用

- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

- 第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

- 第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を行い、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対す

る暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を消した場合解

第六章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（以下略）

用語解説

○固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、性別によって役割を決める固定的な考え方のこと。

男女があらゆる分野に対等なパートナーとして参画し、それぞれ能力が十分に発揮できる社会を形成するには、このような意識を変えていくことが必要である。

○男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の略称。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るなどの措置を推進することを目的とする法律で、1999年4月に改正され、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別を禁止している。また、2016年3月には、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設され、平成29年1月に施行された。

○NPO

「Non Profitable Organization」の略で直訳すると非営利組織となるが、正確には民間非営利組織と訳するのがふさわしく、その基本的な性格は、民間性・非営利性・組織性に代表される。

NGOとNPOは、非政府を強調するか非営利を強調するかの違いはあるが、基本的には同じものを指す。

○家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できるよう、経

基づき、取り決めるもの。

○ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることをさす。

○ジェンダーギャップ指数

世界経済フォーラム（World Economic Forum：WEF）が、各国における「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータを男女共同の観点で、0が完全不平等、1が完全平等として数値化し、男女格差を測るジェンダーギャップ指数（Gender Gap Index：GGI）として毎年公表している。

○イクボス

職場で共に働く部下・スタッフのワークライフバランス（仕事と生活の両立）を考え、部下のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。

○ODV

ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者や恋人といった親密な関係にあるパートナーから振るわれる暴力のこと。殴る、蹴るなどの「身体的暴力」、大声でどなる、無視する、携帯電話やメールなどをチェックする「精神的暴力」、性行為を強要する、避妊に協力しないなどの「性的暴力」、生活費を渡さない、借金を繰り返す、お金を借りるなどの「経済的暴力」などがあり、いくつかの暴力が重なって被害を受けるケースもある。

また、結婚前の恋人間で起こるDVを「デートDV」といい、相手の行動を監視したり、束

縛したりするようになり、ストーカー行為や暴行傷害に繋がるケースもある。

○セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせのこと。

職場でのセクシュアル・ハラスメントについては「相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」とされている。

雇用上の力関係を利用して性的ないやがらせや性的行為を強要する「代償型」と、屈辱的、敵対的な言動によって職場環境を不快にする「環境型」に分類される。

○リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳されている。主として妊娠・出産に限られがちだった従来の「女性の健康」を、月経、避妊、中絶、不妊、子育て、更年期障害、性感染症等の面からとらえ、女性が生涯にわたって自分の健康を主体的に確保することを目指そうという概念である。

1994 年、カイロで開かれた国連主催の国際人口・開発会議では、リプロダクティブ・ヘルス／ライツがキーワードのひとつになり、1995 年の世界女性会議（北京）の行動綱領でも確認されている。

○ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（正常）であるという考え。

○バリアフリー

障がい者や高齢者等が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的

な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いたものおよび状態を指す。

○売春防止法

売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗を乱すものであるという観点から、売春を防止する目的で、1956 年 5 月に制定され、1957 年 4 月に施行された。

○児童福祉法

児童の福祉に関する総合的基本法。1947 年 12 月に新憲法下の第一特別国会で制定され、1948 年 1 月に施行された。

○ストーカー規制法

ストーカー行為等を処罰するなど必要な規制と、被害者に対する援助等をさだめた法律で、2000 年 11 月に制定、施行された。

○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

児童買春・児童ポルノの取締りを目的として 1999 年 5 月に制定され、同年 6 月に施行された。その後、2004 年に改正されたが、この改正から約 10 年の間、インターネット等の発達により児童ポルノ被害に遭う児童の数が増え続けたこと及び国際情勢を鑑み、単純所持罪（他人に提供する目的のない所持罪）の設けるなどの改正が 2014 年 6 月に行われた。